別表第２（第４条関係）

級別職務分類表

職務の級	職　　務	最高の号俸	定　数
１級	主事補の職	１９号俸	若干名
	主事の職	４３号俸	若干名
２級	主任の職	８３号俸	若干名
３級	主査の職	７５号俸	若干名
	係長の職	９１号俸	若干名
４級	事務局次長の職	７１号俸	２名以下
	事務局長の職	８０号俸	
５級	事務局長の職	７３号俸	１名以下

別表３（第４条関係）

級別資格基準表

職務の級	１級	２級	３級	４級
必要在級年数	－	７年	７年	６年

別表第４（第５条関係）

初任給基準表

	学　　歴	初任給
試験又は選考	大　学　卒	１級２７号俸以下
	短　大　卒	１級１９号俸以下
	高　校　卒	１級１１号俸以下

注：学校教育法における大学、短大、専門学校の保健・福祉・医療系を卒業した者は２年に対して４合法以内で学歴加算をする。

保健・福祉・医療系の職についていた者は１年に対して４号俸以内で職歴加算をする。

別表５

勤勉手当勤務期間率表

勤　務　期　間	割　　合
６月	１００分の１００
５月１５日以上６月未満	１００分の９５
５月以上５月１５日未満	１００分の９０
４月１５日以上５月未満	１００分の８０
４月以上４月１５日未満	１００分の７０
３月１５日以上４月未満	１００分の６０
３月以上３月１５日未満	１００分の５０
２月１５日以上３月未満	１００分の４０
２月以上２月１５日未満	１００分の３０
１月１５日以上２月未満	１００分の２０
１月以上１月１５日未満	１００分の１５
１５日以上１月未満	１００分の１０
１５日未満	１００分の５
０日	０